
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和 3 年下川町議会定例会を再開し、令和 4 年 1 月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 8 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、説明員である課長等の入場を制限しております。

○議長（近藤八郎君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、7 番 小原仁興 議員及び 1 番 斉藤好信 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和 3 年下川町議会定例会 1 月臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、1 月臨時会議の本会議開催日及び議案等の審議要領等について審議を行いました。

1 月臨時会議の提案事項については、町長提案が 1 件で、内容は補正予算 1 件であります。

また、議会提案は 1 件で、内容は委員会報告 1 件であります。

これらの状況を考慮し、1 月臨時会議の本会議については、本日 1 日とすることといたしました。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。本日提案される町長提案 1 件、議会提案 1 件、併せて 2 件につきましては、いずれも本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、1 月臨時会議の審議を要する期間について、本日 1 日限りとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、1 月臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日 1 日限りといたします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 議案第41号「令和3年度下川町一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案提案理由を述べさせていただく機会をお借りして、一言御挨拶を申し上げます。

令和4年を迎え、輝かしい新春での初本会議でございますので、改めて新年のおよろこびを申し上げたいと存じます。

議員各位並びに町民の皆様、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

穏やかな天候の中で令和4年の幕開けとなりましたが、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中において、住民の皆さんへの生活支援や地域経済の対策等において、令和3年に引き続いて集中的に財政措置を施し、経済活動の停滞や生活困窮を回避するための方策を積極的に実行していく所存でございますので、議員各位には行政施策や行政活動だけに関わらず、社会活動や議会活動を通して様々な視点で御示唆を賜れば幸いです。

さて、今回この臨時会議において提案させていただきます案件は、補正予算1件のみでございますが、今後の行政運営や経済活動の誘発となる財政措置でもございまして、議案審議の中で御指導を賜りますことをお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、提案理由を述べさせていただきます。

議案第41号 令和3年度下川町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度一般会計の第11回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ1億4,364万円を追加し、総額を55億7,449万円とするものでございます。

今回の補正予算の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、緊急を要するもの等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、基金管理事務に係る経費を、民生費では、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金に係る経費を、農林業費では、森林組合事務所整備に係る補助金を、土木費では、公営住宅維持管理事業に係る経費を計上しております。なお、これらの財源といたしまして、地方交付税及び国庫支出金を計上しております。

次に、第2表の繰越明許費の設定であります。

森林組合事務所整備補助事業につきましては、事業主体である下川町森林組合が事務

所を整備する際の補助事業でありまして、本年度、建築設計などに着手する予定であります。令和3年度内に本年度分の事業を完了することが困難なことから、繰越明許費として予算に定めて執行するものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林大生 総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは、私の方から説明をさせていただきます。議案第41号説明資料を御覧ください。

一般会計補正予算概要書により御説明いたします。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、緊急を要するものなどによる補正となっております。

はじめに、歳出から御説明します。

まず、総務費ですが、基金管理事務で6,703万円の計上でございます。これにつきましては、普通交付税の追加交付等に伴う増額でありまして、内訳といたしましては、財政調整積立基金積立金で3,819万円の増額、減債基金積立金で2,884万円の増額となっております。

次に、民生費の住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業で6,620万円の計上でございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活・暮らしの支援といたしまして、住民税非課税世帯等に対して支援を行うものでありまして、内訳といたしましては、給付事業費で6,500万円となっており、これにつきましては、対象者が令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯、令和3年1月以降の家計急変世帯が対象となっております。支給額といたしましては、1世帯10万円となっております。

2ページに移りまして、給付事務費で120万円の計上でございます。これにつきましては、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業に係る事務費となっております。内訳といたしましては、職員手当等で3万円、需用費で7万円、役務費で22万円、委託料で88万円となっております。なお、財源は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事務費補助金、いずれも補助率は10分の10となっております。

次に、農林業費の森林組合事務所整備補助事業で941万円の計上でございます。これにつきましては、事務所整備に係る設計費等を支援するための補助金を追加するもので、補助率は3分の2以内となっております。

次に、土木費の公営住宅維持管理事業で100万円の計上でございます。これにつきましては、見込みに伴う公営住宅修繕料の増額でありまして、需用費で100万円を増額するものでございます。

次に、3ページに移りまして、歳入について御説明いたします。

まず、地方交付税の普通交付税で7,744万円の計上でございます。これにつきましては、国税収入の補正等に伴う増額でありまして、令和2年度国税決算に伴う地方交付税

法定率分の増額が1兆9,972億円、令和3年度の国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額が2兆2,789億円、これら財源の配分により増額となったものでございます。変更後の決定額が27億4,299万8,000円、当初決定額が26億6,556万2,000円、差引き7,743万6,000円で、今回7,744万円を計上するものでございます。

内訳につきましては、まず、臨時経済対策費で4,646万1,000円でありまして、これにつきましては、国の補正予算に基づく事業を円滑に実施するために必要な経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として創設されたものであります。

次に、臨時財政対策債償還基金費で2,883万5,000円でありまして、これにつきましては、令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立に要する経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として創設されたものでありまして、発行可能額の27.4%が対象となっております。

次に、調整額の復活で214万円でありまして、これにつきましては、当初決定時における財源不足を補うための調整額、これが復活となったものでございます。

次に、国庫支出金の住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費等補助金で6,620万円の計上でございます。これにつきましては、補助率は10分の10以内となっております。内訳は、事業費分で6,500万円、事務費分で120万円となっております。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 民生費の住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業について質問します。

この予算は、生活・暮らしの支援として行うものでございます。対象者であります。市町村民税均等割が非課税である世帯、もう一方、家計急変世帯とあります。

家計急変世帯の対象者の引き出し方はどのような形になっているのか伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） お答えさせていただきたいと思います。今回、この非課税世帯の中の家計急変世帯につきましては、令和3年1月以降の収入が減少した住民税非課税相当分の方になっております。全世帯のそれぞれの年収見込額が市町村民税非課税であることというふうな条件がございます。それに合わせて我々は支給させていただきたいと考えております。

○議長（近藤八郎君） よろしいですか…はい。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 41 号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これをもって、令和 3 年下川町議会定例会令和 4 年 1 月臨時会議を閉会といたします。

午後 4 時 15 分 閉会

○議長（近藤八郎君） 町長から申し出により挨拶がございます。

○町長（谷 一之君） 臨時会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今臨時会議におきまして、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、心より御礼を申し上げる次第でございます。また、提案させていただいた補正予算案をお認めいただき、深く感謝申し上げます。

今後とも議員各位には、御指導賜りますことを心よりお願い申し上げますとともに、道内におきましてもコロナウイルスの新たな変異株が発生してきておりますので、御自愛いただきますことを御祈念し、閉会の御挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 本日は、以上をもって散会といたします。大変御苦労さまでございました。